

照合省略対象社会保険労務士が雇用保険手続きを行う場合の添付書類の省略可能一覧

区分		手続名	添付書類	添付書類の照合省略の可否
事業所設置	—	「雇用保険適用事業所設置届」	「労働保険関係成立届」事業主控	×
			登記事項証明書、事業許可証、工事契約書、不動産契約書など	×
			賃金台帳、労働者名簿、出勤簿(タイムカード)	×
事業所事業主変更	—	「雇用保険事業主事業所各種変更届」	「労働保険名称、所在地等変更届」事業主控	○
			登記事項証明書、事業許可証、不動産関係書類等	○
事業所廃止	—	「雇用保険適用事業所廃止届」	登記事項証明書、閉鎖謄本、労働者名簿、出勤簿(タイムカード)など	×
資格取得	—	「雇用保険被保険者資格取得届」	労働者名簿、賃金台帳、出勤簿(タイムカード)など	○
			(同居の親族、業務役員など場合は、雇用関係を確認できる書類)	×
資格喪失届 (離職票交付あり)	—	「雇用保険被保険者資格喪失届」 「雇用保険被保険者離職証明書」	労働者名簿、賃金台帳、出勤簿(タイムカード)など	○
			離職理由の確認ができる書類	×
転勤	—	「雇用保険被保険者転勤届」	原則、添付書類不要	—
高齢雇用継続給付(基本給付金)	受給資格の確認と支給申請	「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」 「高齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高齢雇用継続給付支給申請書」	賃金台帳、出勤簿(タイムカード)、労働者名簿など 被保険者の年齢が確認できる書類の写し(運転免許証、住民票記載事項証明書、その他住民票記載事項証明書をもとに公的機関が発行した証明書で年齢を確認できる書類)	○ ×(※3)
	2回目以降の支給申請	「高齢雇用継続給付支給申請書」	賃金台帳、出勤簿(タイムカード)、労働者名簿など	○
高齢雇用継続給付(再就職給付金)	受給資格の確認と支給申請	「高齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高齢雇用継続給付支給申請書」	賃金台帳、出勤簿(タイムカード)、労働者名簿など 安定した職業に就いたことが確認できる書類(雇用契約書、雇入通知書など)	○ ×
	2回目以降の支給申請	「高齢雇用継続給付支給申請書」	賃金台帳、出勤簿(タイムカード)、労働者名簿など	○
育児休業給付(※4)	受給資格の確認と支給申請	「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書(育児)」 「育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書」	賃金台帳、出勤簿(タイムカード)、労働者名簿など 育児を行っている事実、書類の記載内容が確認できる書類(母子健康手帳など)	○ ×
	2回目以降の支給申請	「育児休業給付金支給申請書」	賃金台帳、出勤簿(タイムカード)、労働者名簿など 支給対象となる期間の延長の申出又は延長期間の支給申請を行う場合、延長に係る支給要件を確認できる書類	○ ×
育児時短就業給付	受給資格の確認と支給申請	「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書(育児)」 「育児時短就業給付受給資格確認票・(初回)育児時短就業給付金支給申請書」	賃金台帳、出勤簿(タイムカード)、労働者名簿など	○
			育児を行っている事実、書類の記載内容が確認できる書類(母子健康手帳など)	×(※5)
			育児時短就業開始年月日と、本来の週所定労働時間を確認できる書類(労働条件通知書や就業規則など)	×
	2回目以降の支給申請	育児時短就業給付金支給申請書	賃金台帳、出勤簿(タイムカード)、労働者名簿など 被保険者に適用される本来の所定労働時間が変更された場合は、本来の週の所定労働時間を確認できる書類(就業規則など)	○ ×
介護休業給付	受給資格の確認と支給申請	「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書(介護)」 「介護休業給付金支給申請書」	賃金台帳、出勤簿(タイムカード)、労働者名簿など	○
			本人が事業主に提出した介護休業申出書	×
			介護対象家族の氏名・性別・生年月日及び被保険者との続柄等が分かる書類の写し(住民票記載事項証明書など)	×

※1雇用継続給付の受給資格の確認の際の払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカードの写しは手書きで受給資格確認票を作成する場合省略できない。
※2電子申請特有の添付書類については、「離職証明書の記載内容に関する確認書」、「被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について(事業主の疎明書)」及び「被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について(社会保険労務士の疎明書)」のみ省略可能とする。
※3高齢雇用継続給付については、他の手続きで既にマイナンバーを届出済の場合や、受給資格確認時にマイナンバーを届出した場合には、年齢確認書類を省略可能。(届出したマイナンバーに誤りがある場合等は年齢確認書類の提出を求めることがある。)
※4出生後休業支援給付金の支給申請を行う場合は、出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類が必要である。
※5育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子について育児時短就業を開始した場合は、提出は不要である。